

資料7

令和5年7月21日
障害福祉部
障害施策推進課

(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)について

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会(以下「検討会」という。)、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。

この度、条例(骨子案)へのパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会の実現を目指すことを目的とした(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)をまとめたので以下の通り報告する。

2. これまでの経過

| | | | |
|------|------------|-------------------|-------------------------|
| 令和4年 | 5月26日 | 福祉保健常任委員会 | 独立した手話言語条例の制定を検討することを報告 |
| | 11月11日 | 福祉保健常任委員会 | 条例制定に向けた検討を開始することを報告 |
| | 12月16日 | 第1回検討会 | |
| 令和5年 | 1月25日 | 第2回検討会 | |
| | 2月10日 | 福祉保健常任委員会 | 条例の検討状況を報告 |
| | 5月30日 | 福祉保健常任委員会 | 条例(骨子案)を報告 |
| | 5月31日 | 第3回検討会 | |
| | 6月9日~6月30日 | パブリックコメント | |
| | 6月14日・15日 | 手話言語に関するワークショップ開催 | |

3. 条例(素案)について

資料7-1(素案)

資料7-2(骨子案・素案 対照表)を参照。

○骨子案から素案への主な変更点

- ・前文に「手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るための環境を整備」について明記。

- ・「手話の普及啓発」に「言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設ける」ことについて明記。
- ・「手話による情報取得」とともに「手話による意見表明」について追記。

4. パブリックコメントの状況

条例（骨子案）へのパブリックコメントを実施し、区のホームページやハガキ等による意見提出があった。

(1) パブリックコメントの期間

6月9日（金）～6月30日（金）

(2) 意見提出件数 6月22日現在

18件

(3) 内容

1件の意見に複数の内容が含まれている場合があり、整理・分類後の件数は22件であった。

| 条例骨子案に関すること | 言語としての手話の認知・理解・文化に関すること | 情報コミュニケーションに関すること。 | その他（個人的感想や語句について等） | 合計 |
|-------------|-------------------------|--------------------|--------------------|-----|
| 12件 | 4件 | 4件 | 2件 | 22件 |

(3) 代表的な意見と区の考え方

| 意見 | 区の考え方 |
|--|---|
| 取り組みの中には、手話通訳者の養成や技術、専門性の向上が挙げられている。通訳者は専門技能を持っているにもかかわらず、給与水準も時給も専門職に見合ったものではないと思う。通訳者の待遇が改善されなければ志す人も増えず、手話を必要とする。人たちの人権を尊重する環境は整備されていない。ぜひ通訳者の養成、待遇改善に努めてほしい。 | 手話通訳者の人材確保や養成等について条文に盛り込むとともに、手話通訳者の処遇改善を含めた具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。 |
| 災害時ではスマホが使えない場合があるので、避難等の情報伝達に限定した手話の会得を目指すことを検討してほしい。 | 災害時における措置について条文に盛り込むとともに、災害時の情報取得や意思疎通のための具体的施策について、いただいたご意見もふまえ、今後検討してまいります。 |

5．条例に基づく重点的な取り組みについて

「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び「（仮称）世田谷区手話言語条例」に基づく施策については、次期（仮称）せたがやインクルージョンプランに反映する。また、日常生活や学校、就労、福祉サービス利用等において、ろう者、難聴者、中途失調者など手話を必要とする当事者が手話を使いやすい環境の整備に重点的に取り組む。

6．令和6年度以降に取り組む主な施策例

- ・遠隔手話通訳の実施
- ・手話通訳者の処遇改善
- ・区報、区公式 YouTube 等を活用した普及啓発
- ・区立小中学校における手話の普及や理解促進に関する啓発
- ・区民向け手話講習会の拡充
- ・事業者や区職員、教員向け手話講座の実施

7．今後のスケジュール（予定）

| | | |
|------|-----|-----------------|
| 令和5年 | 8月 | 政策会議(条例素案) |
| | 9月 | 福祉保健常任委員会(条例素案) |
| | 11月 | 政策会議(条例案) |
| | | 福祉保健常任委員会(条例案) |
| | | 第4回定例会（条例案の提案） |
| 令和6年 | 4月 | 条例施行 |

(仮称)世田谷区手話言語条例(素案)

手話は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動き及び表情を使って視覚的に表現し、思考と結びついた一つの言語であり、手話を必要とする人が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。

一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。

こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るためには、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。

世田谷区は、手話が言語であるとの認識に立ち、区民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることをもって、手話を使う人及び手話を使わない人から成る区民全員で地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念を定め、世田谷区の責務並びに事業者の役割及び区民の協力について明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者(以下「手話を必要とする者」という。)の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。

事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。

(区の責務)

第4条 区は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。

手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話の普及を推進するための施策

手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目ない環境の整備を推進するための施策

手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進するための施策

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域共生社会の実現に向け、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

手話に対する理解を深めること。

区が実施する手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策に協力すること。

手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を確保すること。

(区民の協力)

第6条 区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(手話の普及啓発)

第7条 区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うものとする。

2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう努めるものとする。

(手話を用いた情報発信及び意思の表明)

第8条 区は、手話を必要とする者が区政に関する情報を手話により取得するとともに手話により意見を表明することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等)

第9条 区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣により、手話を使用した支援を受けられることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。

2 区は、手話通訳者を増やすための啓発活動を行うものとする。

(災害時における措置)

第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(仮称)世田谷区手話言語条例 素案・骨子案 対照表

資料 7 - 2

| 素案 | 骨子案 |
|---|--|
| <p>手話は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動き及び表情を使って視覚的に表現し、思考と結びついた一つの言語であり、手話を必要とする人が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。</p> <p>一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。</p> <p>こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るためには、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。</p> <p>世田谷区は、手話が言語であるとの認識に立ち、区民の手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることをもって、手話を使う人及び手話を使わない人から成る区民全員で地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。</p> | <p>前 文 (省略)</p> |
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念を定め、世田谷区の責務並びに事業者の役割及び区民の協力について明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者(以下「手話を必要とする者」という。)の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p> | <p>1 目的</p> <p>この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための基本理念を定め、世田谷区(以下「区」という。)の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにするとともに、区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もってろう者、難聴者、中途失聴者等の手話を必要とする者(以下「手話を必要とする者」という。)の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。</p> <p>事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。</p> <p>地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。</p> | |
| <p>(基本理念)</p> <p>第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。</p> | <p>2 基本理念</p> <p>手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現することを目的とする。</p> |
| <p>(区の責務)</p> <p>第4条 区は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話の普及を推進するための施策</p> <p>手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目ない環境の整備を推進するための施策</p> <p>手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進するための施策</p> | <p>3 区の責務</p> <p>区は、この条例の目的を達成するため、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる施策を講ずるものとする。</p> <p>手話を必要とする者の権利を尊重し、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解の促進及び手話を普及させるための施策</p> <p>手話を必要とする者が言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を使用するための切れ目ない社会環境整備を推進するための施策。</p> <p>手話を必要とする者が必要な情報を手話で取得できるよう、手話を用いた情報発信を促進するための施策</p> |
| <p>(事業者の役割)</p> <p>第5条 事業者は、地域共生社会の実現に向け、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。</p> | <p>4 事業者の役割</p> <p>事業者は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>手話に対する理解を深めること。 区が実施する手話に対する理解の促進及び手話の普及のための施策に協力すること。 手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を確保すること。</p> | <p>2 事業者は、区が実施する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。 3 事業者は、手話を必要とする者が利用しやすい事業の運営に努めるものとする。</p> |
| <p>(区民の協力) 第6条 区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p> | <p>5 区民の協力 区民は、地域共生社会の実現に向け、手話に関する理解を培うよう努めるものとする。</p> |
| <p>(手話の普及啓発) 第7条 区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うものとする。 2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう努めるものとする。</p> | <p>6 手話の普及啓発 区は、手話に対する理解の促進及び手話の普及のための啓発活動を行うよう努めるものとする。</p> |
| <p>(手話を用いた情報発信及び意思の表明) 第8条 区は、手話を必要とする者が区政に関する情報を手話により取得するとともに手話により意見を表明することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>7 手話を用いた情報発信 区は、手話を必要とする者が区政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報発信を行うものとする。</p> |
| <p>(手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等) 第9条 区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣により、手話を使用した支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。 2 区は、手話通訳者を増やすための啓発活動を行うものとする。</p> | <p>8 手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等 区は、手話を必要とする者が手話通訳者の派遣等により意思疎通を図るための支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。 2 区は、手話通訳者を増加させるための啓発活動を行うものとする。</p> |
| <p>(災害時における措置) 第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> | <p>9 災害時における措置 区は、災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。